令和2年1月14日

無線設備規則の一部を改正する省令案 (令和2年1月14日 諮問第1号)

[23GHz帯無線伝送システムの双方向化等]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、大出係長)

電話:03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星·地域放送課地域放送推進室

(高山課長補佐、木村技術係長)

電話:03-5253-5810

諮問第1号説明資料

無線設備規則の一部を改正する省令案

(23GHz 帯無線伝送システムの双方向化等)

1 諮問の概要

ケーブルテレビは、インターネット接続サービスの提供を行っており、また、4K・8K放送などの超高精細画像を含む放送を 行っている。しかしながら、離島、河川等におけるケーブルの補完や災害時の臨時回線等として利用されている 23GHz 帯無線伝送 システムについては、現在片方向伝送となっており、伝送方式も限定的である。

このような状況の下、情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会において、平成30年6月から「ケーブルテレビシステムの技術的条件」のうち「23GHz 帯無線伝送システムの双方向化等に関する技術的条件」について検討を行い、令和元年9月に報告を取りまとめ、同年10月8日(火)に取りまとめた結果について情報通信技術分科会から総務省に対し一部答申が行われた。

本件は、当該一部答申を受けて、23GHz 帯無線伝送システムの双方向化等に関する技術的条件に係る制度整備及びその他所要の 規定の整備を行うものである。

2 改正概要

○ 無線設備規則:23GHz 帯無線伝送システムの固定局について、偏波多重方式等の技術基準に係る規定の追加

【規則第58条の2の11第3号】

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定(公布日の施行を予定)

4 意見募集結果

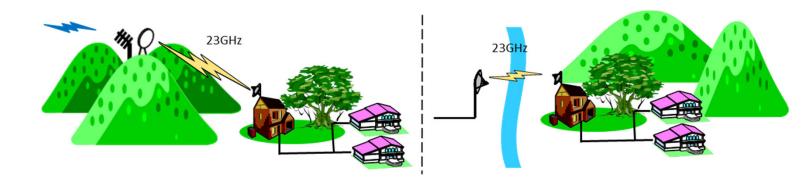
本件に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続については、令和元年11月13日 (水)から令和元年12月13日(金)までの期間において実施済みであり、1件の賛成意見があった。

23GHz帯無線伝送システムの現状の利用方法

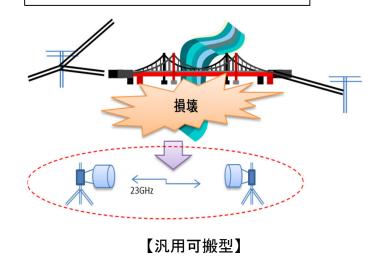
23GHz帯無線伝送システムは、離島、河川等におけるケーブルテレビ伝送路の補完や災害時の臨時回線等として、ケーブルテレビの周波数配列をそのまま23GHz帯の電波に変換する振幅変調方式(FDM-SSB方式*)によって主に利用されている。

固定型 (デジタル難視聴区域での伝送、ケーブルテレビ伝送路の補完)

☆ Frequency Division Multiplex - Single Side Band



可搬型 (災害時の伝送路の応急復旧)



損壊 23GHz

【辺地用可搬型】

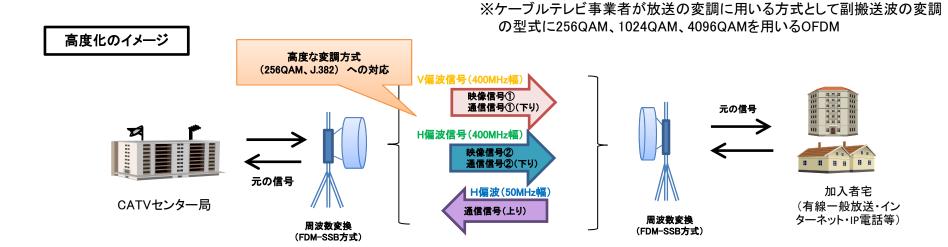
23GHz帯無線伝送システムの検討の背景と高度化

- ケーブルテレビ事業者は、地上デジタル放送等の再放送等、多チャンネル放送に加えインターネット接続サービスを提供しており、全サービスを提供するためには、約700MHz(下り:90~770MHz、上り:15MHz~65MHz)以上の周波数帯域幅が必要である。
- しかしながら、現状、23GHz帯無線伝送システムで使用できる周波数帯域幅は400MHz幅(23.2~23.6GHz)であり、また、双方向で利用できないためケーブルテレビ事業者が提供するインターネットサービスや地上デジタル放送等の再放送等の全チャンネルを伝送することができない等の課題がある。

23GHz帯無線伝送システムで使用できる周波数帯域幅でケーブルテレビ事業者が提供するサービス全体を伝送可能とするため、

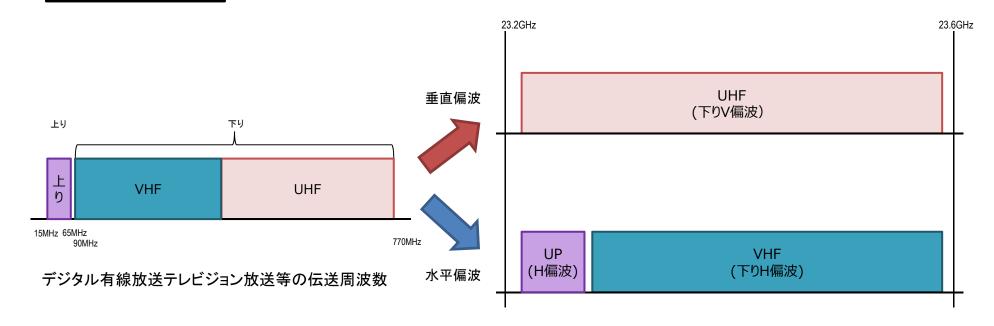
- ① 垂直偏波と水平偏波を同時に用いる偏波多重により周波数利用効率を約2倍とし、800MHz幅相 当の利用を実現可能とする偏波多重技術
- ② 周波数帯の一部を上り回線(約50MHz帯幅)に用いる上り/下り周波数分割多重により実現可能 とする双方向化技術

の導入及び256QAM変調方式やITU-T勧告J.382に準拠した高度な変調方式※への対応等のシステムの高度化が期待されている。



偏波多重技術のイメージ図

偏波多重のイメージ



23GHz帯伝送システムを偏波多重した場合の伝送周波数

23GHz帯無線伝送システムにおいて、水平偏波、垂直偏波による偏波多重で、映像等の伝送が可能となってきていることから、水平偏波、垂直偏波の偏波多重で明示的に利用可能とする。

23GHz帯無線伝送システムの技術的条件

主な技術的条件

※赤字が今回追加する技術的条件、黒字はこれまでと同じ技術的条件

項目	技術的条件		
項目 	固定型(固定局)	可搬型(陸上移動局)	
周波数帯	23GHz帯(23.2~23.6GHz)		
伝送方向	<u>双方向伝送</u> 片方向伝送		
変調方式	直交周波数分割多重変調(OFDM)及び64値直交振幅変調(64QAM)に加え、 <u>有線デジタルテレビジョン方式に規定される256値直交振幅変調(256QAM)、副搬送波の型式として256QAM、</u> 1024値直交振幅変調(1024QAM)、4096値直交振幅変調(4096QAM)を用いるOFDMを追加する。 なお、パイロット信号は無変調とする。		
<u>偏波</u>	水平偏波若しくは垂直偏波又は水平偏波及び垂直偏波 の組合せ 規定なし		
空中線電力	▪ 固定局:1W以下	・汎用可搬型移動局:500mW以下 ・辺地用可搬型移動局:5mW以下	

案の2別紙

無線設備規則の一部を改正する省令案等(23GHz帯無線伝送システムの双方向化)に対する意見及びそれらに対する考え方

番号		提出された意見	総務省の考え方	修正の有無
	和CATV技術協会	本省令案改正案は、変調方式の高度化、偏波多重等を取り入れる事により、伝送帯域の広帯域化と双方向化を実現し、ケーブルテレビの高度 化に寄与するものであり、賛同いたします。	本省令案等への賛成のご意見として承ります。	無

令和2年1月14日

周波数割当計画の一部を変更する告示案 (令和2年1月14日 諮問第2号)

[23GHz帯無線伝送システムの双方向化等]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、大出係長)

電話:03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(伊藤周波数調整官、塚本係長)

電話:03-5253-5875

周波数割当計画の一部を変更する告示案

(23GHz 帯無線伝送システムの双方向化等)

1 諮問の概要

ケーブルテレビは、インターネット接続サービスの提供を行っており、また、4K・8K放送などの超高精細画像を含む放送を行っている。しかしながら、離島、河川等におけるケーブルの補完や災害時の臨時回線等として利用されている 23GHz 帯無線伝送システムについては、現在片方向伝送となっており、伝送方式も限定的である。

このような状況の下、情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会において、平成30年6月から「ケーブルテレビシステムの技術的条件」のうち「23GHz 帯無線伝送システムの双方向化等に関する技術的条件」について検討を行い、令和元年9月に報告を取りまとめ、同年10月8日(火)に取りまとめた結果について情報通信技術分科会から総務省に対し一部答申が行われた。本件は、当該一部答申を受けて、23GHz 帯無線伝送システムの双方向化等のため、周波数割当計画(平成24年総務省告示第471号)の変更を行うものである。

2 変更概要

現在の周波数割当計画において、23.2GHz を超え23.6GHz 以下の固定業務については、無線局の目的が「公共業務用」及び「一般業務用」に限定されているが、23GHz 帯無線伝送システムの双方向化等に伴い、インターネット接続サービスの提供も可能とするため、「電気通信業務用」を追加する。

3 施行期日

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更する。

4 意見募集結果

本件に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続については、令和元年11月13日 (水)から令和元年12月13日(金)までの期間において実施済みであり、周波数割当計画の変更に関する意見は無かった。

周波数割当計画の一部を変更する告示案

(23GHz帯無線伝送システムの双方向化等)

諮問の概要

ケーブルテレビは、インターネット接続サービスの提供を行っており、また、4K・8K放送などの超高精細画像を含む放送を行っている。しかしながら、離島、河川等におけるケーブルの補完や災害時の臨時回線等として利用されている23GHz帯無線伝送システムについては、現在片方向伝送となっており、伝送方式も限定的である。

このような状況の下、情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会において、平成30年6月から「ケーブルテレビシステムの技術的条件」のうち「23GHz帯無線伝送システムの双方向化等に関する技術的条件」について検討を行い、令和元年9月に報告を取りまとめ、同年10月8日(火)に取りまとめた結果について情報通信技術分科会から総務省に対し一部答申が行われた。

本件は、当該一部答申を受けて、23GHz帯無線伝送システムの双方向化等のため、周波数割当計画(平成24年総務省告示第471号)の変更を行うものである。

変更の概要

現在の周波数割当計画において、23.2GHzを超え23.6GHz以下の固定業務については、無線局の目的が「公共業務用」及び「一般業務用」に限定されているが、23GHz帯無線伝送システムの双方向化等に伴い、インターネット接続サービスの提供も可能とする「電気通信業務用」を追加する。

【変更前】

<変更のイメージ> 【変更後】

国内分配(GHz)		無線局の目的	周波数の使用に 関する条件
23. 2- 23. 55	移動	公共業務用 一般業務用	
	衛星間	電気通信業務用 公共業務用	
23. 55– 23. 6	移動	公共業務用 一般業務用	



国内分配(GHz)		無線局の目的	周波数の使用に 関する条件
23. 2- 23. 55	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	移動	公共業務用 一般業務用	
	衛星間	電気通信業務用 公共業務用	
23. 55- 23. 6	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	移動	公共業務用 一般業務用	

電波監理審議会会長会見用資料

令和2年1月14日

無線設備規則の一部を改正する省令案 (令和2年1月14日 諮問第3号)

[超高精細度テレビジョン放送のための1.2GHz帯及び2.3GHz帯を使用する 放送事業用無線局 (FPU) の高度化に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、大出係長)

電話:03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(渡辺課長補佐、佐藤係長)

電話:03-5253-5787

諮問第3号説明資料

無線設備規則の一部を改正する省令案

(超高精細度テレビジョン放送のための 1.2GHz 帯及び 2.3GHz 帯を使用する 放送事業用無線局 (FPU) の高度化に係る制度整備)

1. 諮問の概要

超高精細度テレビジョン放送については、「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合第二次中間報告(平成27年7月)」のなかで、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の数多くの中継が4K・8Kで放送されている」ことなどが目標とされた。

そこで、放送番組素材中継に必要な無線システムである FPU (Field Pickup Unit) についても、4 K・8 Kに対応できる伝送技術の導入が求められており、固定的利用に適したマイクロ波帯 (5.9~13GHz 帯) FPU については、平成 29 年 7 月に 4 K・8 Kに対応する制度整備が行われた。

このような状況を踏まえ、マラソン等ロードレースにおける移動中継に適した 1.2/2.3GHz 帯周波数を使用する FPU についても、現行の 2 Kに加えて 4 K・8 Kでの伝送が可能となるよう高度化するための技術的条件について、令和元年 6 月に情報通信審議会から一部答申が得られたところである。本省令案は、この答申を踏まえ、1.2/2.3GHz 帯周波数を使用する FPU の高度化に必要となる無線設備規則の一部を改正するものである。

2. 改正の概要

1.2/2.3GHz 帯周波数を使用する FPU で 4 K・ 8 Kに対応する伝送容量を実現するため、FPU を双方向化して伝搬環境の変動に 応じて動的に伝送パラメータを変更できる仕組み等を導入する。 【無線設備規則第 37 条の 27 の 21】

3. 施行期日

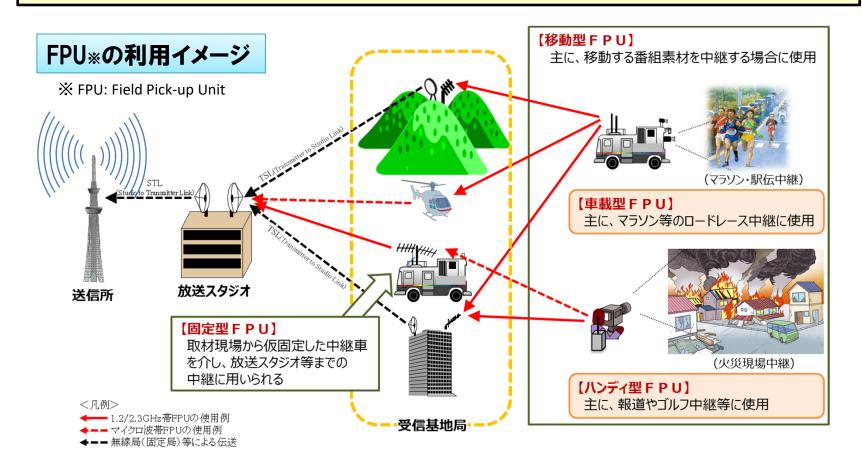
答申を受けた場合は、速やかに改正予定。

4. 意見募集の結果

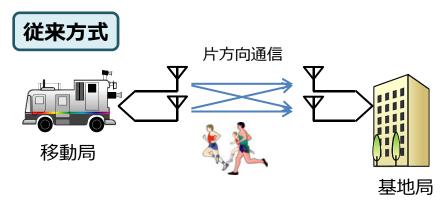
本件に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続について、令和元年11月28日 (水)から同年12月27日(金)まで実施したところ、10件の意見が提出された。

1.2/2.3GHz帯FPU高度化(4K・8K伝送対応)について

- ◆ 4 K・8 Kについては「4 K・8 Kロードマップに関するフォローアップ会合第二次中間報告 (平成27年7月)」を公表し、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の数多く の中継が4 K・8 Kで放送されている」ことなどが目標とされた。
- ◆ 番組伝送用の放送事業用無線局についても、4 K・8 K素材伝送に対応した高伝送ビットレートをもつシステムが必要。今般、マラソン等ロードレースにおける移動中継に適した1.2/2.3GHz帯周波数を使用するFPUについて、現行の2 Kに加えて、4 K・8 Kでの伝送を可能とする高度化を図るため、情報通信審議会において技術的条件の検討が行われ、令和元年6月に一部答申を得た。

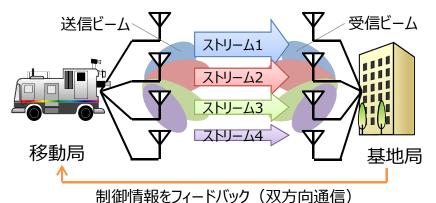


◆ 占有周波数帯幅及び空中線電力を既存システムと同等[※]に抑えたまま、伝送容量を増やすため、FPUを双方向化し、伝搬環境の変動に応じて動的に伝送パラメータを変更する 仕組みを導入。 ※ 占有周波数帯幅: 17.5MHz幅/空中線電力: 25W(1.2GHz帯) 40 W(2.3GHz帯)



- 移動中継において、HD(2K、映像ビットレート 35Mbps以上)品質を伝送可能
 - 2送信2受信 MIMO
 - ➤ MIMO: Multiple-Input Multiple-Output
 ➤ 偏波:垂直偏波、水平偏波又は円偏波
 - · 片方向通信
 - 変調方式や符号化率は固定
 - ▶ BPSKから64QAMの範囲からあらかじめ設定

高度化方式

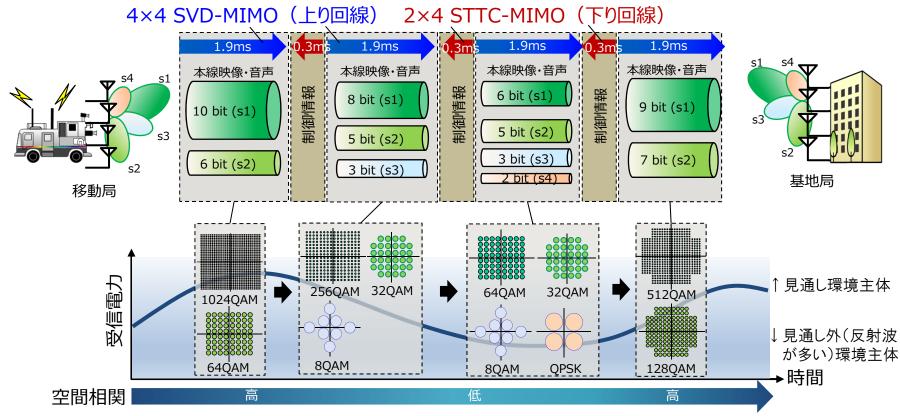


- 移動中継において、4 K (映像ビットレート72Mbps以上) ・8 K (同 140Mbps以上) 品質を伝送可能
 - · 4送信4受信 MIMO
 - ➤ SVD(Singular Value Decomposition)-MIMO 4アンテナに対し 伝送パラメータを適応的に割当て
 - ▶ 偏波:垂直偏波、水平偏波、円偏波又はこれらの組み合わせ
 - · 双方向通信

無線設備規則第37条の27の21を改正

- ▶ 時分割複信方式
- ▶ 送信制御情報を基地局から移動局にフィードバック
- ・変調方式や符号化率を<u>可変</u>
 - ▶ 移動中継ではBPSKから1024QAMを適応的に割り当て
 - ▶ 符号化率を容易に変更でき、高効率な誤り訂正が可能な ターボ符号を採用

- ◆ 伝搬環境に対してフィードバックを受けるため、時分割複信(TDD)による双方向伝送を導入
- ◆ 変動する伝搬路に応じてMIMOストリーム数や変調多値数等の伝送パラメータを適応的に変更
 - 伝搬環境が見通しの場合は、少ないMIMOストリームにビット数を集中し、
 - ・伝搬環境が反射波の多い場合は、多数のMIMOストリームに変調ビット数を分散、
 - トータルの変調ビット数は一定、
 - → 瞬時瞬時の伝搬路状況に適した伝送パラメータを選択することで、無駄なく大容量伝送を実現



※見通しがよい場合は空間相関は高い、逆に反射波が多い場合は空間相関は低い

■意見募集期間:令和元年11月28日~同年12月27日

■意見提出件数:10件(法人:1件、個人:9件)

(その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが1件あり)

分類	意見の主な内容	総務省の考え方	意見を 踏まえた 案の修正
1	本案に賛同する。 (日本アンテナ株式会社)	本案への賛同意見として承ります。	無
2	アマチュア無線に割り当てられた周波数帯 (1200MHz帯)の保護が必要。 (個人1件)	アマチュア無線との共用について、昨年6月の情報通信審議会からの一部答申において、引き続き運用調整等により共用可能であるとの結論を得ております。	無
3	高精細度テレビジョン放送など必要ない。 (個人3件)	御意見として承ります。	無
4	その他 日本放送協会に関する御意見 (個人5件)	本案に対する御意見ではありませんが、担当部署に情報提供いたしました。	無

令和2年1月14日

日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の 変更の認可

(令和2年1月14日 諮問第4号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、大出係長)

電話:03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(前田課長補佐、米内係長)

電話:03-5253-5798

日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更の認可

1 申請の経緯等

「放送法の一部を改正する法律」(令和元年法律第23号)により、日本放送協会(以下「協会」という)が放送法(昭和25年法律第132号)(以下「法」という。)第20条第2項第2号及び第3号の業務(以下「インターネット活用業務」という。)として、テレビジョン放送による国内基幹放送の放送番組を、一日を通じて連続的に、放送と同時に提供することが可能となった。

総務省は改正法を受けて、放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)を改正し、法第20条第9項に基づき協会が総務大臣の認可を受けて策定することとされているインターネット活用業務の実施基準(以下「実施基準」という。)の記載事項等を定めるとともに、実施基準の審査項目等を定める「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を整備した。

令和元年 10 月 15 日、法第 20 条第 9 項の規定に基づき、協会からインターネット活用業務として、常時同時配信を含む新たな業務を実施すること及びそのためにインターネット活用業務の実施に要する費用の上限を変更すること等を内容とする実施基準の変更案の認可申請があった。

この認可申請を受け、総務省は、同年 11 月8日に、「日本放送協会のインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方」(別紙3。以下「基本的考え方」という。)を公表し、協会に対して、基本的考え方について検討要請を行うとともに、透明性の高いプロセスの下で、国民・視聴者の意見を踏まえつつ検討を進めることが適当と判断し、基本的考え方について意見募集を実施した。

同年 12 月 23 日、総務省は、協会からの検討結果の回答及び意見募集結果に対する考え方(別紙 4) を公表し、同年 12 月 24 日、協会から、実施基準の変更の修正申請(別紙 1) があった。

2 申請の概要

修正申請のあった実施基準案(以下「本案」という。)は、新たに総合テレビジョン放送及び教育テレビジョン放送の常時同時配信及び 見逃し番組配信の提供を開始すること、「放送法上の努力義務に係る取組」「ユニバーサル・サービスへの取組」「オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取組」を実施すること、「オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取組」については、「受信料収入の 2.5%」と する費用の上限とは別に実施予定額を定めて実施すること等を定めたものとなっている。

3 結論

本案について、協会からの検討結果の回答及び意見募集結果を踏まえ、総務省のガイドラインの審査項目に照らして検討を行った審査結果は別紙2のとおりであり、以下の条件を付して認可することとしたい。

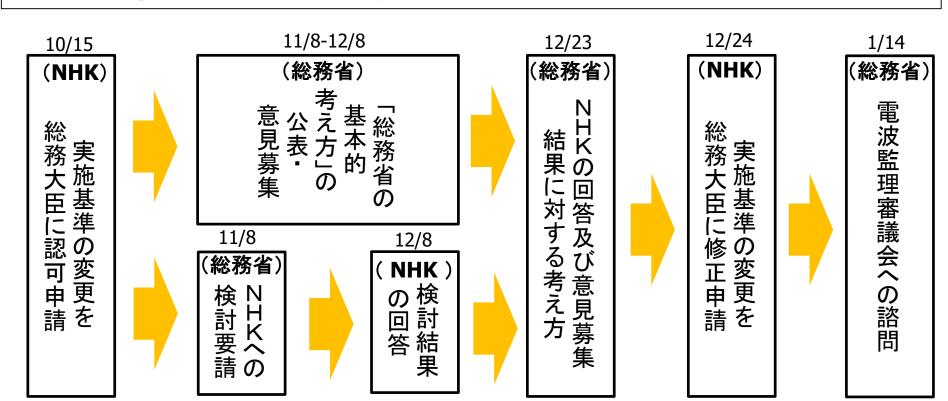
- 1. インターネット活用業務の実施に当たっては、国民・視聴者が放送番組を視聴する上で有効なものとなるように取り組み、当該業務の 実施により得られた知見等の成果については、放送サービスの向上の観点から、民間放送事業者等の関連事業者との共有に努めること。
- 2. 本案第10条に定める他の放送事業者との連携・協調については、他の放送事業者の要望に応じ、必要な協議の場を設けること。
- 3. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に際して、本案附則第4条第6項に基づきメッセージを表示せずに常時同時配信を行う 「関連番組」については、受信料制度の趣旨及び市場競争に与える影響に配慮しつつ、実施計画等において対象を明らかとすること。
- 4. 本案附則第2条第1項の令和元年度中の放送中番組の提供については、令和元年度のインターネット活用業務の予算の範囲内で実施する こと。
- 5. 本案附則第2条第2項に基づく令和2年4月1日からの放送中番組の具体的な提供時間等については、本案第17条第1項において費用の 上限を設定している趣旨を没却することがないよう、利用者の増加等に応じた費用の状況を踏まえつつ、実施計画において定めること。
- 6. インターネット活用業務の費用の抑制的管理のための具体的な仕組みについて検討し、令和2年度中に一定の結論を得て、早期に導入すること。
- 7. 有料業務の収支バランスについて、本案の別添2において示された見込みに比して悪化が見込まれる場合には、有料業務の累積収支改善のため、実施計画において対応策を明らかにし、措置を講ずること。
- 8. インターネット活用業務の既存業務の効率化について、令和2年度の実施計画等において方向性及び内容を明らかとすること。
- 9. 本案第 14 条第 5 項の放送番組等の提供に関し、提供する端末機器及びソフトウェアの種別等の概要については、実施計画において記載すること。
- 10. 本案第5条の理解増進情報の範囲について、令和2年度中に競合事業者等から意見を聴く機会を設け、適切に実施されているか検証を 行うこと。
- 11. 本案附則第5条に基づき予算の流用を行った場合における同条各号に掲げる業務に要した費用の令和2年度の業務報告書への記載及び 公表は、放送法施行規則別表第3号の2の費用明細表に準じた形式で、記載可能な費用の明細を記載して行うこと。
- 12. 費用の整理に関する計算方法について、直課できるものは直課することを原則としつつ、費用配賦による場合は実績を踏まえて、必要に 応じ、より適切なものとなるよう見直しを行うこと。

諮問第4号説明資料

日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の 業務の実施基準の変更の認可

令和2年1月情報流通行政局 放送政策課

- 令和元年5月に成立した改正放送法により、NHKは、インターネット活用業務として、常時同時配信を任意業務として実施することが可能となった。
- 〇 令和元年10月15日、NHKは、総務大臣に「インターネット活用業務実施基準の変更」を認可申請。
- 〇 令和元年11月8日、総務省は、この「実施基準案」の認可申請の取扱いに対する基本的考え方を 公表し、NHKに対し検討を要請するとともに、意見募集を実施(令和元年11月9日~12月8日)。
- 〇 令和元年12月23日、総務省は、NHKの回答及び意見募集結果に対する考え方を公表。
- 〇 令和元年12月24日、NHKは、総務大臣に「インターネット活用業務実施基準の変更」の修正申請。
- 〇 今回、意見募集結果及びNHKの回答も踏まえ、修正申請のあった「インターネット活用業務実施 基準の変更」の認可について電波監理審議会に諮問するもの。



インターネット活用業務実施基準の変更の概要①:業務内容

(1)常時同時配信・見逃し配信(2号受信料財源業務)の提供

	サービス内容	提供区域
常時同時配信	総合テレビ・教育テレビの放送中番組を放送と同時に提供 ※設備への負荷や利用状況を確認するため、令和元年度は1日17時間程度の提供を予定 ※令和2年4月以降 <u>当分の間、提供時間を限って実施</u> (提供時間は実施計画で明示)	<u>日本国内</u> に限る
見逃し配信	総合テレビ・教育テレビ の 既放送番組 を、最大で <u>放送日の7日後まで</u> 提供	

- ・受信契約が確認できない者については、**常時同時配信の配信画面上に、受信料制度を毀損しない** ために必要かつ十分な大きさのメッセージが表示され、<u>見逃し配信は利用できなくなる</u>
- ▶東京オリンピック・パラリンピック競技大会に際しては、<u>競技中継とその関連番組の同時配信の</u> メッセージ表示を解除

(2)その他の2号受信料財源業務(実施計画で詳細を具体化)

- ①<u>放送法上の努力義務に係る取組</u>:地方向け番組提供に向けた設備整備(令和2年度中に令和3年度 以降の計画を公表)・他の放送事業者との連携に資する番組提供
- ② ユニバーサル・サービスへの取組:視覚・聴覚障害者や高齢者、在留・訪日外国人等向け字幕等配信
- ③国際インターネット活用業務への取組:情報発信強化及び訪日・在留外国人への情報提供
- ④<u>オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取組</u>:専用のウェブサイト等で競技の中継等配信

(3)2号有料業務(NHKオンデマンド)の見直し

- ▶NHKオンデマンドで提供してきた「見逃し番組サービス※」と「過去番組サービス」を一本化
- ※総合テレビ、教育テレビ及び衛星放送の既放送番組を放送終了後2週間提供するサービス

■ 受信契約が確認できない者は、常時同時配信に受信契約を確認するための情報提供を求めるメッセージが表示され、見逃し番組配信は利用できなくなる。



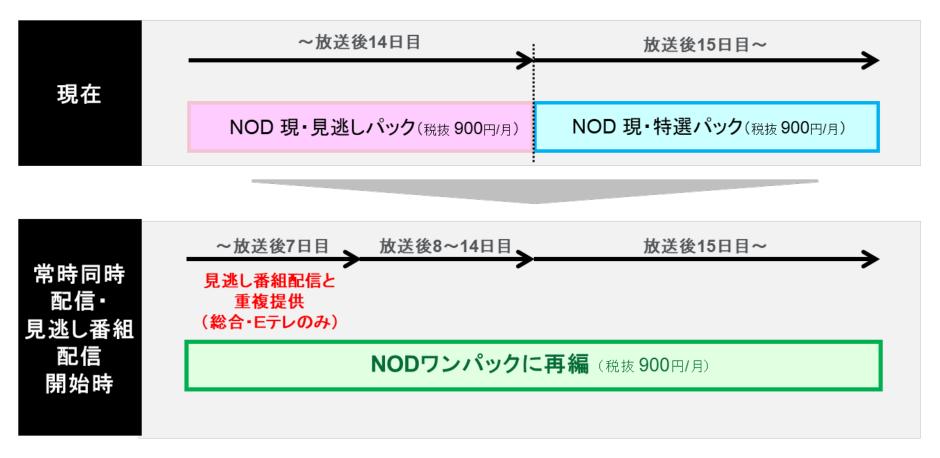


※ メッセージ表示は、 現時点でのイメージで あり、具体的な大きさ、 内容等は未定。

※ NHKが認可申請した実施基準案において、「<u>当該メッセージは、受信料制度を毀損することの</u>ないようにする観点で必要かつ十分な大きさで表示するものとする。」とされている。

(第24回放送を巡る諸課題に関する検討会(令和元年9月11日) NHK提出資料より作成)

● 常時同時配信・見逃し番組配信開始とともに、NODでは見逃し・特選の区分を見直し、より魅力あるワンサービスとして再構築する。



放送後7日目まで、受信料財源により実施する見逃し番組配信で配信する番組(総合テレビ・Eテレ)の一部をNODでも重複提供する。

重複提供にあたっては、サービスの利用者にその旨を明示すること等により利用者の利益や関係事業者の正当な利益を損なわないよう留意する。

(第24回放送を巡る諸課題に関する検討会(令和元年9月11日) NHK提出資料より作成)

- インターネット活用業務の実施に要する費用について、令和2年度の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る費用を除き、「受信料収入の2.5%」を上限とする。
- ただし、令和2年度に実施する新規業務である、
- ①地方向け放送番組の見逃し配信
- ②国際インターネット活用業務のうち、自動翻訳技術による英語以外の多言語字幕
- の執行時に上限を超過した場合、経営委員会の議決を経て3億円の範囲内で予算の流用を可とする。

【現行】

【申請】

実施基準において、 費用の上限を 受信料収入の2.5% に設定。

東京オリパラ関係(20億円)

- ・国際放送のネット配信
- ・ラジオ放送の同時配信
- ・災害情報等の配信
- •HP等を通じた情報提供

- ・国際放送のネット配信
- ・ラジオ放送の同時配信
- ・災害情報等の配信
- •HP等を通じた情報提供

常時同時配信・見逃し配信地方番組・民放協力(努力義務)

(1)インターネット活用業務の評価等

- ▶インターネット活用業務における適切性を確保するため、インターネット活用業務審査・評価委員会(以下「委員会」という。)を設置し、毎事業年度の実施計画の策定及び終了後の実施状況に関する評価にあたって見解を求め、これを尊重するとともに資料を公表する。
- ▶委員会の委員は、市場競争の評価等に関する知見を有し、客観的かつ中立公正な判断をすることが出来る者を 選定する。
- ・委員会は、実施計画の策定及び実施状況に関する評価にあたって、競合事業者等に意見を求めることが出来る。
- ▶受信料財源業務の個々の放送番組・放送番組の理解増進情報の提供については、少なくとも年に1回、その 社会的な意義を勘案して必要性・有効性を検証し、意義なしと判断された場合には、その時点で終了する。 点検結果は公表し、委員会にその概要を報告する。

(2)個人情報等の保護

▶個人情報等を取得する場合は、法令及びNHKの関連規程その他の規範を遵守し、適切な措置を講じ、またプラットフォーム事業者にも同等の措置を講ずることを契約において定める。

<u>(3)事業者・利用者からの苦情・意見への対応</u>

- ▶競合事業者等からの意見・苦情は、委員会に適切性を確保する観点から検討を求め、これを尊重して対応する。
- ▶利用者からの意見・苦情はコールセンター等で受け付けて対応し、委員会に概要を報告する。

(4)区分経理

- ▶受信料財源業務に係る経理は一般勘定、有料業務に係る経理は有料インターネット活用業務勘定に区分して整理し、受信料財源に係る経理のうち、常時同時配信等業務に係る費用は他の業務とは区分して整理する。
- ▶実施計画に定める事項として、費用の算定方法及び明細の記載方法等について規定。
- ・インターネット活用業務に係る費用については、会計監査人が財務諸表の監査を実施することとするほか、 毎年度、有識者による検証・見直しを実施した上で、結果を公表する。

(5)検討・見直し

- ▶有料業務については、毎事業年度、サービスや運用体制の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。
- ▶実施基準は、インターネット活用業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案して、随時必要な見直しを行う。

認可要件(審査項目)	審査結果
NHKの目的達成に資する ものであること (法第20条第10項第1号)	インターネット活用業務について、NHKが行う放送を補完してその効果・ 効用を高め、又は国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に 還元するなど、NHKの目的達成に資するものであると認められる。 地方向け放送番組の提供等については、今後、実施計画や令和2年度中 に令和3年度以降の取組内容について計画を明らかにするとしていること も踏まえれば、不適当とまでは認められない。 ただし、放送サービスの向上の観点から、インターネット活用業務の 実施により得られた知見等が広く社会全体に裨益するよう、民間放送事業 者等に対して、知見等の共有を行うよう努めるとともに、民間放送事業者 との連携・協調のため、他の放送事業者の要望に応じ、必要な協議の場を 設けることが求められる。(→認可条件案①(P13)の1、2)
業務の種類、内容及び 実施方法が適切かつ明確 に定められていること (同第2号)	既存の業務について、業務の種類、内容及び実施方法が適切かつ明確に 適 定められ、常時同時配信等の新規業務の実施方法についても、業務ごとに 適切かつ明確に定められていると認められる。

※ 放送法(昭和25年法律第132号)は「法」、放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)は「施行規則」と記載。

審査結果②

観点から、

審査結果

常時同時配信の提供に際して、受信料制度を毀損することのないようにする

「画面上に協会との受信契約を確認する旨のメッセージを表示し、

認可要件(審查項目)

受信料制度の趣旨に照らして不適切なものでないこと(同第3号)	適	利用申込みを行った者についてはメッセージ表示を消去するとともに、見逃し配信を利用できるようにする措置」及び「利用申込みを行った者と協会が受信契約を締結している事実を確認できない場合等には、常時同時配信の画面上にメッセージを表示するとともに見逃し配信を利用できない状態に戻す措置」を講ずることとしている。 当該措置を通じて、受信契約の確認ができた者が常時同時配信等を継続的に利用することが可能となり、受信料制度との整合がとられていることから、不適切なものでないと認められる。 ただし、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技中継番組及び関連番組の同時配信に限定してメッセージを表示しないことは、受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとはいえないものの、関連番組の範囲については、受信料制度の趣旨及び市場競争に与える影響に配慮しつつ、実施計画等において対象を明らかとすることが求められる。(→認可条件案①の3)
業務の実施に過去か費田		業務の実施に要する費用について、上限が適正かつ明確に定められていることに加え、各年度の受信料収入の2.5%を上限としており、過大な費用を要するものでないと認められる。 ただし、令和元年度中の放送中番組の提供については、国会の承認を得た予算の範囲内で実施すること、同時配信の提供時間の拡大等の措置は、利用者の増加等に

に加え、各年度の受信料収入の2.5%を上限としており、過大な費用を要するものでないと認められる。ただし、令和元年度中の放送中番組の提供については、国会の承認を得た予算の範囲内で実施すること、同時配信の提供時間の拡大等の措置は、利用者の増加等に応じた費用の状況を踏まえつつ実施計画において定めること、費用の抑制的管理のための具体的な仕組みについて検討し、令和2年度中に一定の結論を得て、早期に導入することが求められる。 (→認可条件案①の4~6) また、有料業務の収支について、見通しよりも収支バランスの悪化が見込まれる場合には、有料業務の累積収支の改善のため、実施計画において対応策を明らかにし、措置を講ずることが求められる。 (→認可条件案①の7)

審査結果③

審查結果

放送番組等の提供について、広く一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由なく対象を限定することのないよう努めること等の現行の 実施基準の変更を行うものではなく、特定の者に対して不当に差別的取扱いを

ただし、インターネット活用業務の既存業務の効率化については、令和2年

苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項、区分経理の実施等の経理に関する事項、実施計画の実施状況及び評価に関する事項、評価の結果を踏まえたインターネット活用業務の改善に関する事項が適正かつ明確に定められて

ただし、理解増進情報の範囲について、令和2年度中に競合事業者等から 意見を聴く機会を設け、適切に実施されているか検証を行うこと、費用の整理

に関する計算方法については、費用配賦による場合は実績を踏まえて、必要に

また、本案附則第5条においては、令和2年度の予算執行時に費用上限を超過した場合に、経営委員会の議決を経て3億円の範囲内で新規業務に予算流用を行う旨を定めているところ、会計上の透明性確保の観点から、予算流用を行った場合には、当該新規業務に要した費用について施行規則に定める様式の費用明細表に準じた形式で費用の明細を記載可能のものを記載した上で公表

度の実施計画等において方向性及び内容を明らかにするとともに、提供する 端末機器及びソフトウェアの種別等の概要について、実施計画において記載

することが求められる。(→認可条件案①の8、②(P14)の9)

応じ、より適切なものとなるよう見直しを行うことが求められる。

することが求められる。(→認可条件案②の11)

特定の者に対し不当な差別
的取扱いをするものでない
こと(2号業務のみ)
(同第5号)

7

認可要件(審查項目)

通

するものではないと認められる。

サービスの内容、利用条件、個人情報等の適正な取扱い、利用者からの

意見・苦情等について、必要な措置を講ずるものであり、サービスの利用に

必要な設備等が適正かつ明確に定められており、利用者の利益を不当に害する

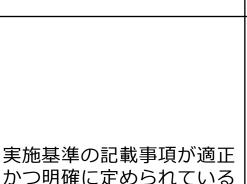
ものではないと認められる。

いると認められる。

(→認可条件案②の10、12)

利用者の利益を不当に害するものでないこと (2号業務のみ) (同第6号)

(施行規則第12条の2)



(インターネット活用業務全般)

1. インターネット活用業務の実施に当たっては、国民・視聴者が放送番組を視聴する上で有効なものとなるように取り組み、当該業務の実施により得られた知見等の成果については、放送サービスの向上の観点から、民間放送事業者等の関連事業者との共有に努めること。

(連携・協調)

2. 本案第10条に定める他の放送事業者との連携・協調については、他の放送事業者の要望に応じ、 必要な協議の場を設けること。

(特例措置)

3. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に際して、本案附則第4条第6項に基づきメッセージを表示 せずに常時同時配信を行う「関連番組」については、受信料制度の趣旨及び市場競争に与える影響に 配慮しつつ、実施計画等において対象を明らかとすること。

(費用)

- 4. 本案附則第2条第1項の令和元年度中の放送中番組の提供については、令和元年度のインターネット活用業務の予算の範囲内で実施すること。
- 5. 本案附則第2条第2項に基づく令和2年4月1日からの放送中番組の具体的な提供時間等については、本案第17条第1項において費用の上限を設定している趣旨を没却することがないよう、利用者の増加等に応じた費用の状況を踏まえつつ、実施計画において定めること。
- 6. インターネット活用業務の費用の抑制的管理のための具体的な仕組みについて検討し、令和2年度中に一定の結論を得て、早期に導入すること。
- 7. 有料業務の収支バランスについて、本案の別添2において示された見込みに比して悪化が見込まれる場合には、有料業務の累積収支改善のため、実施計画において対応策を明らかにし、措置を講ずること。
- 8. インターネット活用業務の既存業務の効率化について、令和2年度の実施計画等において方向性及び内容を明らかとすること。

(提供機器及びソフトウェア)

9. 本案第14条第5項の放送番組等の提供に関し、提供する端末機器及びソフトウェアの種別等の概要については、実施計画において記載すること。

(理解増進情報の検証)

10. 本案第5条の理解増進情報の範囲について、令和2年度中に競合事業者等から意見を聴く機会を設け、適切に実施されているか検証を行うこと。

(区分経理)

- 11. 本案附則第5条に基づき予算の流用を行った場合における同条各号に掲げる業務に要した費用の令和2年度の業務報告書への記載及び公表は、放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)別表第3号の2の費用明細表に準じた形式で、記載可能な費用の明細を記載して行うこと。
- 12. 費用の整理に関する計算方法について、直課できるものは直課することを原則としつつ、費用配賦による場合は実績を踏まえて、必要に応じ、より適切なものとなるよう見直しを行うこと。

<ワイズ・メディア>

<民放連他>

- 令和元年11月9日~12月8日まで実施した「総務省の基本的考え方」に関する意見募集では、 計26,433件(うち放送事業者等50件)の御意見が寄せられた。
- 寄せられた御意見のうち、インターネット活用業務に関するものの概要は以下のとおり。

① インターネット常時同時配信・見逃し配信

- 常時同時配信・見逃し配信については、段階的に実施しつつ、利用状況や実施費用、市場競争への 影響等を検証していくことが適当 <民放連他>
- 東京オリパラ大会に際して、受信契約確認に係るメッセージ表示をせずに常時同時配信等を無制限
- 未然のラグラスをはして、文信英が確認を恢るプラフと「女子などとするにおいれば、民間の市場競争が阻害されるほか、公平負担の原則が揺らぎかねない < 民放連他>●東京オリパラ大会等でもメッセージ表示をして常時同時配信を行うことは、国民・視聴者の利便性を
- 軽視しており、ユーザー視点を欠いている

 ② 地方向け番組の提供・民放との連携
- NHKの各県放送局における常時同時配信が早期に実現されることを期待 <東海テレビ他>
- 民放の求めに応じ協議の場を設け、協力内容を具体化して実施計画に記載すべきとの総務省の考え方は妥当 <民放連他>

③ インターネット活用業務全体の費用

- インターネット活用業務の費用を受信料収入の2.5%の範囲内に収める努力を放棄すべきでない <新聞協会他>
- 社会的意義の高い業務まで受信料収入の2.5%の枠に押し込むと、公共的使命を果たすのが困難になる ⟨ワイズ・メディア⟩
- 外部専門家の知見を活用する等により効率性を検証するという考え方は妥当 ④ インターネット活用業務で得られた知見の共有
- インターネット活用業務で得られた知見について、民放との連携・協調に資するため共有することが望ましいという総務省の考え方に賛同 < 民放連他>

(5) その他

- 理解増進情報の範囲について検証することが望ましいという総務省の考え方に賛同 < 民放連他>
- サービスの利用に必要な端末機器及びソフトウェアの条件について、実施基準においてより具体的に記載することを求めるべき <民放連他>

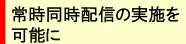
(参考資料)

業務

- 必須業務(放送法第20条第1項)国内放送、国際放送、放送に関する研究開発 等
- 任意業務(放送法第20条第2項)

第2号 放送番組等のインターネットによる一般への配信

常時同時配信の実施は不可



二 協会が放送した又は<u>放送する放送番組・・・を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること(・・・協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供すること</u>を除く。)。

地方向けの番組の提供や 他の放送事業者との協力 の必要性

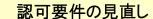
実施に当たっての努力 義務を規定

第3号 放送番組等のインターネット配信事業者への提供

実施基準(総務大臣認可)

- インターネット活用業務の内容を規定
 - ・業務の種類・内容・実施方法
 - ・実施に要する費用に関する事項
 - ・料金その他の提供条件に関する事項 等

認可要件が常時同時 配信の実施を前提とし ていない



常時同時配信等を行う際に、 料金その他の提供条件に関す る事項が受信料制度の趣旨に 照らして適切かを審査

実施計画 (毎年度策定)

○ 当該事業年度で実施するインターネット活用 業務の具体的内容・費用等を規定

法律上の規律がない



届出・公表義務を規定

事後チェック制度

○ 実施基準が認可要件に適合していないと認める場合の変更勧告

実施基準に従って業務を行ってない場合の規律がない



実施基準の公表、実施基準を遵守する義務、同義務違反に対する遵守勧告の規定を追加

会計の透明性

- ・厳格な区分経理
- ・適切な情報開示により 透明性を確保する
- ※ 省令改正等により対応

- NHKのインターネット活用業務の実施基準は、総務大臣の認可を受けることが必要。
- 認可の審査項目は、放送法及び省令を踏まえ、「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準

の認可に関するガイドライン」で具体化されている。 ガイドラインにおける審査項目 放送法上の認可要件

インターネット活用業務の内容について、 ①NHKの目的に照らして適切であること

- ②市場の競争を阻害しないこと (1)NHKの**目的達成**に資すること ③地方向け放送番組の提供に関する事項が適正かつ明確であること ④他の放送事業者との協力に関する事項が適正かつ明確であること等 ①業務の種類(受信料財源業務/有料業務等)ごとに**提供期間、提供**
- 区域等が適正かつ明確に定められていること (2)業務の種類、内容及び実施方法が ②苦情・意見への対応、経理、実施状況の評価及び改善に関する事項 適正かつ明確に定められていること が定められていること
- 受信契約者にとって不公平とならないための提供条件が適正かつ明確 (3)料金その他の提供条件が受信料制度 に定められていること
- の趣旨に照らして不適切でないこと ①受信料を財源とするインターネット活用業務について、費用の上限が (4)業務の実施に過大な費用を要する 適正かつ明確に定められていること
- ものでないこと ②インターネット活用業務全体に要する費用が適切な規模であること
- 業務の実施方法や料金その他の提供条件が、特定の者を合理的な理由 (5)特定の者に対し不当な差別的取扱い なく不当に差別するものではないこと をするものでないこと ①**利用条件等に対する考え方**が適正かつ明確に示されていること (6)利用者の利益を不当に害するもので ②個人情報その他の情報の適正な取扱いについて措置が講じられて ないこと

いること 等

無料配信

(令和元年度予算 168.7億円)

①らじる★らじる

ラジオ放送(第1、第2、FM)のインターネット同時配信(平成23年9月からサービス開始)

※H29年度から、民放ラジオ局のネット配信 サービスであるradikoでの配信も実施



②NHKワールドJAPAN

外国人向け国際放送(テレビ・ラジオ)の インターネット同時配信等



③災害情報等の同時提供

災害情報等をインターネット同時配信 (例)平成30年7月豪雨、 平成30年北海道胆振東部地震、 米朝首脳会談 等



4 ハイブリッドキャストサービス

放送と通信が連携した新たなサービスを提供



24時間いつでも見られる暮らしに役立つ コンテンツを充実

(気象、ビジネス、

スポーツ、料理等)

大相撲中継などで 早戻しサービスを実施

⑤番組同時配信の試験的提供

放送番組の「帯」、「単発」及び4K試験放送の インターネット同時配信を、試験的に実施

◆実施時期・内容

「帯」

- ○H27年度 総合(7時~23時)
- ○H28年度 総合·教育(7時~23時)
- ○H29年度 総合·教育(5時~25時) 「単発」
- ○H27年度

「NHK杯フィギュア」、「天皇杯サッカー選手権大会」 「日本ラグビーフットボール選手権大会」

- ○H28年度「リオオリンピック」
- ○H29年度 「ピョンチャンオリンピック」
- ※4K試験放送の配信も実施
- ○H30年度「FIFAワールドカップ ロシア」

有料配信

(令和元年度予算 20億円)

⑥NHKオンデマンド

放送済の番組を有料でインターネット配信 年間延べ約1万本の番組を提供

